

役員等報酬規程

社会福祉法人弘和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘和会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。またこの規程で役員等とは、法人の理事、監事、並びに評議員をいう。

(理事の報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事長及び業務執行理事の報酬は、別表2により支給する。ただし、前項による報酬は支払わない。

3 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により支給する。ただし法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(評議員の報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、「出張旅費規程」に基づき支給することができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 役員等以外で理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことができる。ただし法人の職員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日より改正する。

別表1（第3条、第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	日額 5,000円
評議員会出席報酬	日額 5,000円

別表2（第3条、第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬
理事長報酬	月額 600,000円
専務理事報酬（業務執行理事）	月額 150,000円
常務理事報酬（業務執行理事）	月額 120,000円
専務理事報酬	月額 50,000円
常務理事報酬	月額 50,000円
理事報酬（理事会以外）	日額 5,000円
評議員報酬（評議員会以外）	日額 5,000円
監事報酬	日額 5,000円

別表3（第7条関係）

名 称	報 酬
その他報酬	日額 5,000円